

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の14



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 14

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 20

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正 (※) (人事課取扱い) 20
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 20

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 21

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 26
- 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 32
- 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 32
- 鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 39

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第18号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表7の項中「又は木材」を「、木材又はコンクリート」に改め、同表10の項中「夏用制服」を「夏用作業服 (上下)」に、「冬用制服」を「冬用作業服 (上下)」に改め、同表57の項中「60の項」を「59の項」に改め、同表中59の項を削り、60の項を59の項とし、同表61の項中「技術補佐員」の次に「(62の項に掲げる者を除く。)」を加え、同項を同表60の項とし、同表62の項を同表61の項とし、同項の次に次のように加える。

62 工業技術センター地域資源部シラス研究開発室において、実験の補助業務に従事する技術補佐員	作業服 (上下) 又は白衣	2 着	2 年
		1 着	1 年
	安全靴	1 足	3 年

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第19号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第1条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

表中「水産技術開発センター」の次に「大隅加工技術研究センター」を加える。

（鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の通勤手当支給規則（昭和33年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第15条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第11条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第11条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが知事が人事委員会と協議して定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第3号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第50号）第1条の2第1号又は第2号の規定による休職から復職したこと。

第16条の2第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第3号）」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号）」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第16条の4第2項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第3条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中 「交通政策総括監 土木監」 を 「土木監」 に、 「かごしま県民交流センター副館長 環境保健センター所長 精神保健福祉センター所長」 を 「かごしま県民交流センター副館長」 に改める。

別表第 2 中 「世界文化遺産総括監」 を 「世界文化遺産総括監 奄美世界自然遺産総括監」 に、 「歴史資料センター黎明館副館長」 を 「歴史資料センター黎明館副館長 環境保健センター所長」 に改める。

別表第 3 中 「指導監査監」 を 「指導監査監 地域包括ケア対策監」 に、 「防災対策監」 を 「原子力安全対策監」 に、 「森林技術総合センター総括林業専門普及指導員 難病相談・支援センター副所長」 を 「総括林業専門普及指導員 難病相談・支援センター 精神保健福祉センター 員 一 副所長」 に、 「こども総合療育センター療育支援対策監」 を 「こども総合療育センター地 域支援専門監」 に、 「末吉食肉衛生検査所次長」 を 「末吉食肉衛生検査所次長 動物愛護センター所長」 に、 「本庁 課長相当の職に格付けされている水産技術開発センター部長」 を 「本庁課長相当の職に格付 大隅加工技術研究センタ 大隅加工技術研究センタ けされている水産技術開発センター部長 一 次長」 に、 「総括農業専門普及指導員 農産物加工研究指導センター所長」 を 「総 一 研究参事 括農業専門普及指導員」 に、

総合教育センター	所長 次長
----------	----------

を

総合教育センター	所長 次長 教育委員会が指定する参事
----------	--------------------------

に、

「次長 本庁課長補佐相当の職に格付けされている課長」 を 「次長」 に改める。

別表第 4 中 「動物愛護センター所長 船長」 を 「船長」 に改める。

別表第 5 ア の表別表第 1 に掲げる職の項中 「117,500円」 を 「116,500円」 に改める。

附則第 4 項中 「給与条例附則第 13 項の表の給料表欄」 を 「平成 30 年 3 月 31 日までの間、給 与条例附則第 13 項の表の給料表欄」 に改める。

(鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正)

第 4 条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則 (昭和 36 年鹿児島県規則第 119 号) の一部を 次のように改正する。

第 6 条第 2 項中 「第 2 条第 1 項」 の次に 「若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例 (平成 14 年鹿児島県条例第 5 号) 第 2 条第 1 項」 を加える。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第 5 条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則 (昭和 44 年鹿児島県規則第 50 号) の一 部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中 「100 分の 99 以上 100 分の 165」 を 「100 分の 89.5 以上 100 分の 150」 に、 「100 分の 123 以上 100 分の 205」 を 「100 分の 113.5 以上 100 分の 190」 に改め、同項第 2 号中

「100分の90以上100分の99」を「100分の81.5以上100分の89.5」に、「100分の112以上100分の123」を「100分の103.5以上100分の113.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の81」を「100分の73.5」に、「100分の101」を「100分の93.5」に改める。

第15条第1項各号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則(昭和45年鹿児島県規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「条例附則第14項の表の給料表欄」を「平成30年3月31日までの間、条例附則第14項の表の給料表欄」に改める。

(鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則(昭和46年鹿児島県規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

5	級	地
6	級	地
2	級	地
4	級	地
6	級	地
6	級	地

を

6	級	地
7	級	地
2	級	地
5	級	地
6	級	地
7	級	地

に改める。

(鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第8条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「保健医療福祉課」を「地域医療整備課」に改める。

(鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正)

第9条 鹿児島県職員の住居手当支給規則(昭和50年鹿児島県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「以下「単身赴任手当権衡職員」という」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く」に、「同項第2号」を「同規則第5条第2項第3号」に、「, 当該適用。以下「異動又は公署の移転」という。」を「当該適用, 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鹿児島県条例第3号)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鹿児島県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第50号)第1条の2第1号若しくは第2号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第10条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和60年鹿児島県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1イの表5級の項中「部長(5級)」を「部長(5級) 研究参事」に改める。

別表第6アの表中

33
34

34
34

51
51
51

50
50
50

34	35	69	68	51	50
34	35	69	68	51	50
35	36	69	69	52	51
35	36	70	69	52	51
35	37	70	69	52	51
36	38	70	69	52	51
36	39	71	69	52	51
36	40	71	70	53	51
37	41	71	70	53	51
37	41	72	70	53	51
38	42	73	71	53	51
38	42	74	72		51
39	43	75	73		51
39	43	76	74		52
40	44	77	75		52
40	44				52
41	45				52
					53

30	29
30	30
30	30
31	30
31	30
31	31

	34
	34
	35

別表第 6 イ の 表 中

		38	37
		39	38
		40	38
		41	39
		41	39
		42	40
		42	40
		43	41
		43	41
	を	44	42
		44	42
		45	43
		45	43
		46	44
		46	44
		47	45
		47	46
		48	47

別表第 6 エ の 表 中

33	34
34	35

47

49

別表第 6 オの表中

42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
45

41
41
41
42
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
44
44

を

に改める。

別表第 6 カの表中

22
23
24
25

21
22
22
23

25		23
26		24
26		24
27		25
27		25
28		26
28		26
29		27
29		27
30		28
30		28
31	を	29
31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34		32
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35

に改める。

38	36
38	36
39	37

(鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正)

第11条 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則(平成2年鹿児島県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円
 (10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第5条第2項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に、「なり、これ」を「なったこと又は事由発生」に改め、「適用」の次に「又は事由発生」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鹿児島県条例第3号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鹿児島県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第50号)第1条の2第1号又は第2号の規定による休職から復職したこと。

(鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第12条 鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則(平成3年鹿児島県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支給額等)」を付し、同条第1項中「第16条の3第2項」を「第16条の3第3項第1号」に改め、同条第2項中「第16条の3第2項ただし書」を「第16条の3第3項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 条例第16条の3第3項第2号の知事が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特別調整額規則別表第1又は別表第1の2に掲げる職 6,000円
 (2) 特別調整額規則別表第2に掲げる職 5,000円
 (3) 特別調整額規則別表第3に掲げる職 4,000円
 (4) 特別調整額規則別表第4に掲げる職 3,000円

2 条例第16条の3第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を

65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63

(給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「「8号給以上」とあるのは「4号給」と、「6号給」とあるのは「4号

「 「

8 以上	6
8 以上	6
2 以上	1

給」」を」とあるのは、

「

3	3
4	4
0	0

に改める。」

(職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第16条 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（平成26年鹿児島県規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成27年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条、第15条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

(勤勉手当の成績率の特例)

- 2 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項

又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員に対する第6条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の89.5以上100分の150以下」とあるのは「100分の73.5」と、「100分の113.5以上100分の190以下」とあるのは「100分の93.5」と、同項第2号中「100分の81.5以上100分の89.5未満」とあるのは「100分の73.5」と、「100分の103.5以上100分の113.5未満」とあるのは「100分の93.5」とする。

(平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の2の規定による地域手当の支給割合)

- 3 平成30年3月31日までの間における鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年鹿児島県条例第15号。以下「改正条例」という。)附則第9項の規定により読み替えて適用する鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「給与条例」という。)第10条の2第2項各号の知事が人事委員会と協議して定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成30年3月31日までの間における給与条例第10条の3の規定による地域手当の支給割合)

- 4 平成30年3月31日までの間における改正条例附則第9項の規定により読み替えて適用する給与条例第10条の3の知事が人事委員会と協議して定める割合は、100分の15とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 5 平成30年3月31日までの間における改正条例附則第9項の規定により読み替えて適用する給与条例第11条の2第2項の知事が人事委員会と協議して定める額は、26,000円とする。

附則別表(附則第3項関係)

支 給 割 合	支 給 地 域
100分の18	東京都特別区
100分の15	大阪府大阪市
100分の10	福岡県福岡市
100分の6	静岡県静岡市
100分の4	岐阜県岐阜市 福岡県太宰府市
100分の3	静岡県掛川市 長崎県長崎市

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第20号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和32年鹿児島県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300	

45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	

	93	220,600	258,500	293,000	316,500	
	94	221,100	258,900	293,500	316,800	
	95	221,600	259,200	294,000	317,100	
	96	222,100	259,500	294,500	317,300	
	97	222,700	259,700	294,800	317,500	
	98	223,200	260,000	295,200	317,800	
	99	223,700	260,200	295,700	318,100	
	100	224,200	260,500	296,200	318,300	
	101	224,800	260,800	296,600	318,500	
	102	225,300	261,000	297,000		
	103	225,900	261,300	297,300		
	104	226,500	261,600	297,600		
	105	226,900	261,800	297,900		
	106	227,400	262,000	298,300		
	107	227,900	262,300	298,700		
	108	228,300	262,500	299,100		
	109	228,500	262,800	299,400		
	110	228,900	263,100	299,800		
	111	229,400	263,400	300,200		
	112	229,900	263,600	300,500		
	113	230,300	263,800	300,700		
	114	230,800	264,100	301,000		
	115	231,300	264,300	301,300		
	116	231,800	264,500	301,500		
	117	232,100	264,800	301,700		
	118	232,500	265,100	302,000		
	119	232,900	265,400	302,300		
	120	233,300	265,700	302,500		
	121	233,700	265,800	302,700		
	122		266,100	303,000		
	123		266,400	303,300		
	124		266,700	303,500		
	125		266,800	303,700		
	126		267,100	304,000		
	127		267,400	304,300		
	128		267,700	304,500		
	129		267,800	304,700		
	130		268,100	305,000		
	131		268,400	305,300		
	132		268,700	305,500		
	133		268,800	305,700		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			
再任用職員		191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

53	55	77	76	39	39
53	56	77	76	39	39
54	56			40	39
54	57			40	39
54	57			40	39
54	57				
55	58				
55	58				
55	58				
55	59				
56	59				
56	59				
56	60				
56	60				
57	60				
57	61				
57	61				
58	62				
58	62				
59	63				

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の99.13」を「100分の95.18」に改め、同項第2号中「100分の99.34」を「100分の95.39」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（以下この項において「対象職員」という。）には、平成30年3月31日までの間、給

料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、施行日の前日において単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県規則第62号）附則第3項の規定の適用を受ける対象職員については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、同項の規定による給料の額とこの項本文の規定による給料の額といずれか高い額を給料として支給する。

- 3 施行日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95.18」とあるのは「100分の99.13」と、同項第2号中「100分の95.39」とあるのは「100分の99.34」とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第15号）の適用を受ける職員の例による。

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第21号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「水産技術開発センター」の次に「、大隅加工技術研究センター」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第318号

昭和62年4月1日鹿児島県告示第629号（非常勤職員の報酬の支給日）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「鹿児島県医療安全支援センター相談員」を「鹿児島県医療安全支援センター相談員
看護審査事務専門員」
に、「輸出水産食品検査員」を「輸出水産食品検査員」に、「企画情報専門員」を「企
若駒学園管理補助員」に、「漁業権実態調査専門員」を「企
画情報専門員」に、「障害者職業訓練コーディネーター」を「障害者職業訓練コーディネータ
障害者職業能力開発プロモーター」
「家畜防疫指導員」を「家畜防疫指導員」に、「農業機械化研修補助員
研究調査推進員」を「国有農地等調査員」に、「農業研修指導員
食品加工事業者連携推進員」を「農産物加工推進員」
を「農業機械化研修補助員」に、「学芸指導員」を「学芸指導員」に、「校務補助員」を「校
務補助員」に、「保育支援員」を「保育支援員」に、「防犯活動専門員」を「防犯活
学資金管理専門員」を「保健指導員」を「遊技機
動専門員」に、「内水面漁場管理委員会委員」を「内水面漁場管理委員会委員
調査員」を「技術補助員」に改める。

鹿児島県告示第319号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定め

るものの額)の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表企画部の部統計調査員の項中「6,850円」を「6,930円」に改め、同表保健福祉部の部家庭相談員の項の次に次のように加える。

看護審査事務専門員	日額 7,030円以内
-----------	-------------

表保健福祉部の部母子自立支援員の項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同部に次のように加える。

若駒学園管理補助員	日額 8,290円以内
-----------	-------------

表商工労働水産部の部漁業権実態調査専門員の項及び障害者職業能力開発プロモーターの項を削り、同表農政部の部中

「 学生指導員	日額 7,030円以内
---------	-------------

を

「 大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
学生指導員	日額 7,030円以内

に改め、同部家畜防疫指導員の項の次に次のように加える。

国有農地等調査員	日額 7,500円以内
食品加工事業者連携推進員	日額 9,890円以内

表農政部の部研究調査推進員の項、農業研修指導員の項及び農産物加工推進員の項を削り、同表危機管理局の部危機管理専門官の項を削り、同表教育委員会の部学芸指導員の項の次に次のように加える。

学習指導員	1時間につき3,080円以内
-------	----------------

表教育委員会の部社会教育指導員の項の次に次のように加える。

奨学資金管理専門員	日額 8,670円以内
-----------	-------------

表教育委員会の部保育支援員の項の次に次のように加える。

保健指導員	日額 7,930円以内
-------	-------------

表公安委員会の部に次のように加える。

遊技機調査員	日額 7,030円以内
--------	-------------

表各部・各種委員会共通の部学芸専門員の項の次に次のように加える。

技術補助員	日額 9,970円以内
-------	-------------

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第6アの表中

「	58	「	57
	58		57

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

を

に,

136	75
137	75
138	75
139	75
140	75
141	76
142	76
143	76
144	76
145	76
146	77
147	77
148	77
149	77

を

に,

136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	74
142	74
143	74
144	74
145	74
146	74
147	74
148	74
149	74
150	74
151	75
152	75
153	75
154	75
155	75
156	76
157	76

21
21

20
20

21	を	21
22		21
22		21
22		21
23		21
23		22
24		22
24		22
25		22
25		22
26		23
26		23
27		23

に改める。

別表第 6 ウ の 表 中

「 41 42 42 42 43 43 43 44 44 44 44 」	を	「 42 42 43 43 44 44 45 45 46 46 」	に,	「 45 」	を	「 44 」	に,	「 26 26 26 26 27 27 27 27 27 27 28 28 28 」	を	「 25 25 25 26 26 26 26 26 26 26 26 27 27 」	に改める。
--	---	--	----	--------------	---	--------------	----	--	---	--	-------

45	47	28	27
45	47	29	27
46	48	29	27
46	48	29	27
47	49	30	28
		30	28
		31	28

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2アの表2級の項中「10,570円」を「10,561円」に、「10,701円」を「10,687円」に、「10,831円」を「10,804円」に、「10,957円」を「10,926円」に、「11,079円」を「11,043円」に改める。

別表第2イの表2級の項中「10,570円」を「10,561円」に、「10,701円」を「10,687円」に、「10,831円」を「10,804円」に、「10,957円」を「10,926円」に改める。

(管理職手当の支給に関する規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「条例附則第14項」を「平成30年3月31日までの間、条例附則第14項」に改める。

- (1) 管理職手当の支給に関する規則(昭和34年鹿児島県教育委員会規則第3号)附則第2項
- (2) 鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第1号)附則第2項
- (3) 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号)附則第5項

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年鹿児島県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員以外の職員の部149号給の項中「149号給」の次に「から157号給までの号給」を加える。

別表第2再任用職員以外の職員の部137号給から140号給までの号給(2級にあつては137号給)の項中「あつては137号給」の次に「から145号給までの号給」を加える。

(鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第5条 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則(平成3年鹿児島県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(管理職員特別勤務手当の額等)」を付し、同条第1項中「第7条の7第2項」を「第7条の7第3項第1号」に改め、同条第2項中「第7条の7第2項」を「第7条の7第3項第1号」に改め、同条第3項中「第7条の7第2項ただし書」を「第7条の7第3項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 条例第7条の7第3項第2号の額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 校長 3,000円
- (2) 教頭、本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされている事務長及び教育委員会が人事委員会と協議して定める船長 2,000円

2 前項第2号の規定にかかわらず、管理職手当支給規則別表第3に定める教頭に係る条例

第7条の7第3項第2号の額は、前項第1号に掲げる額とする。

- 3 条例第7条の7第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした学校職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第11号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	154,600	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300	

45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
70	206,100	250,200	280,200	309,100	
71	206,500	250,800	281,000	309,600	
72	207,100	251,300	281,700	310,100	
73	207,700	251,500	282,500	310,400	
74	208,400	251,900	283,200	310,900	
75	209,100	252,400	284,000	311,400	
76	209,900	252,900	284,800	311,800	
77	210,200	253,500	285,400	312,000	
78	210,900	253,900	286,000	312,300	
79	211,600	254,400	286,500	312,600	
80	212,300	254,900	286,900	312,900	
81	213,000	255,200	287,300	313,200	
82	213,700	255,500	287,700	313,500	
83	214,400	255,800	288,200	313,800	
84	215,100	256,100	288,700	314,100	
85	215,800	256,300	289,100	314,300	
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	

	93	220,600	258,500	293,000	316,500	
	94	221,100	258,900	293,500	316,800	
	95	221,600	259,200	294,000	317,100	
	96	222,100	259,500	294,500	317,300	
	97	222,700	259,700	294,800	317,500	
	98	223,200	260,000	295,200	317,800	
	99	223,700	260,200	295,700	318,100	
	100	224,200	260,500	296,200	318,300	
	101	224,800	260,800	296,600	318,500	
	102	225,300	261,000	297,000		
	103	225,900	261,300	297,300		
	104	226,500	261,600	297,600		
	105	226,900	261,800	297,900		
	106	227,400	262,000	298,300		
	107	227,900	262,300	298,700		
	108	228,300	262,500	299,100		
	109	228,500	262,800	299,400		
	110	228,900	263,100	299,800		
	111	229,400	263,400	300,200		
	112	229,900	263,600	300,500		
	113	230,300	263,800	300,700		
	114	230,800	264,100	301,000		
	115	231,300	264,300	301,300		
	116	231,800	264,500	301,500		
	117	232,100	264,800	301,700		
	118	232,500	265,100	302,000		
	119	232,900	265,400	302,300		
	120	233,300	265,700	302,500		
	121	233,700	265,800	302,700		
	122		266,100	303,000		
	123		266,400	303,300		
	124		266,700	303,500		
	125		266,800	303,700		
	126		267,100	304,000		
	127		267,400	304,300		
	128		267,700	304,500		
	129		267,800	304,700		
	130		268,100	305,000		
	131		268,400	305,300		
	132		268,700	305,500		
	133		268,800	305,700		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			
再任 用職 員		191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

53	55	77	76	39	39
53	56	77	76	39	39
54	56			40	39
54	57			40	39
54	57			40	39
54	57				
55	58				
55	58				
55	58				
55	59				
56	59				
56	59				
56	60				
56	60				
57	60				
57	61				
57	61				
58	62				
58	62				
59	63				

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の99.13」を「100分の95.18」に改め、同項第2号中「100分の99.34」を「100分の95.39」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（以下この項において「対象職員」という。）には、平成30年3月31日までの間、給

69	68	53	52	47	44
69	69	53	52	48	44
70	70	53	52	48	44
70	71	54	52	48	44
71	72	54	52	49	44
71	73	54	53	49	44
72	74	55	53	49	44
72	75	55	53	50	44
73	76	55	53	50	44
74	77	55	53	50	44
75	78	56	53	51	45
76	79	56	53	51	45
77	80	57	53	51	45
78	81		53	52	45
79	82		53	52	45
80	83		54	53	45
			54	53	45
			54		45
			55		45
			55		46
			55		46
					46
					46
					47

	47
	47

31	を	30	に改める。
31		30	
31		31	
31		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
33		32	
33		32	
33		32	
34		32	
34		32	
35		32	

別表第 6 イ の 表 中

33	34	69	68	51	50
34	34	69	68	51	50
34	35	69	68	51	50
34	35	69	69	51	50
35	36	69	69	52	51
35	36	70	69	52	51

33	31	29	28		
33	31	29	29	「	「
33	31	29	29	14	13
33	31	29	29	14	14
34	31	29	29	14	14
34	31	30	29	14	14
34	31	30	29	15	14
34	32	30	30	15	14
34	32	30	30	15	15
35	32	31	30	15	15
35	32	31	30	16	15
35	32	31	30	16	15
35	32	31	31	16	16
35	32	31	31	16	16
36	32	32	31	16	16
36	32	32	31	17	16
36	32	33	31	」	」
37	32				
	32				
	32				
	32				
	33				
	33				
	34				
	34				
	35				

を に, を に, を に改める。

別表第 6 ウ の 表 中

「	22	」	を	「	21	」	に、	「	38	」	を	「	37	」	に改める。
	23				22				39				38		
	24				22				40				38		
	25				23				41				39		
	25				23				41				39		
	26				24				42				40		
	26				24				42				40		
	27				25				43				41		
	27				26				43				41		
	28				27				44				42		
									44				42		
									45				43		
									45				43		
									46				44		
									46				44		
									47				45		
									47				46		
									48				47		

別表第 6 エの表中

「	42	」	「	41	」
	42			41	
	42			41	
	42			42	
	42			42	
	43			42	

43		42
43		42
43	を	42
43		43
44		43
44		43
44		43
44		43
44		43
44		43
45		44
45		44
45		44

に改める。

別表第 6 オの表中

22	21
23	22
24	22
25	23
25	23
26	24
26	24
27	25
27	25
28	26
28	26
29	27

29		27
30		28
30		28
31	を	29
31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34		32
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39	37	

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第14号

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規

則

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（支給対象職員の範囲）

第2条 条例第9条の4第1項の公安委員会が人事委員会と協議して定める職員は、鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号。以下「特別調整額規則」という。）別表第1及び別表第2に掲げる職を占める職員とする。

（支給額等）

第3条 条例第9条の4第3項第1号の公安委員会が人事委員会と協議して定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

2 条例第9条の4第3項第1号の公安委員会が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特別調整額規則別表第1に掲げる職 10,000円

(2) 特別調整額規則別表第2に掲げる職 8,000円

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 条例第9条の4第3項第2号の公安委員会が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特別調整額規則別表第1に掲げる職 5,000円

(2) 特別調整額規則別表第2に掲げる職 4,000円

2 条例第9条の4第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。